

論 説

出稼ぎ林業労働者と白ろう病問題

——高知県十和村小野部落の事例——

大 野 晃

目 次

1. 林業合理化政策と白ろう病問題
2. 林業労働従事者にみる白ろう病の顕在化状況
3. 出稼ぎ部落と白ろう病
 - (1) 出稼ぎ部落の<生産と生活>基盤
 - (2) 出稼ぎ者の労働変遷と白ろう病
4. 出稼ぎ林業労働の実態と白ろう病患者の生活
 - (1) 出稼ぎ林業労働の実態と白ろう病問題
 - (2) 白ろう病患者の生活実態と“むら”
5. 山村民主化運動の展開と当面する課題

～農村労組の運動を中心～

 - (1) 山村民主化運動の展開と農村労組
 - (2) 山村民主化の当面する課題によせて

1. 林業合理化政策と白ろう病問題

今日の農村・山村は危機的状況にある。これは、戦後日本資本主義が農業・農民を犠牲に強蓄積をおしすすめ、日本農業が急速に解体していくなかで、農村・山村に過疎問題、老人問題をはじめ健康破壊などの諸問題を累積してきたことによるものである。これらの諸問題は、農村・山村の新らしい貧困の諸側面を示すに他ならず、またこの新らしい貧困化が農村・山村問題をより一層激

化させ、深刻な社会問題を生起している。こうした今日における農村・山村問題の激化は政治的不安を増大せしめるひとつのモメントをなしており現代資本主義の危機を醸成しつつある。

本稿では現代資本主義の危機の深化の一環として今日における山村の新らしい貧困の一侧面をなす健康破壊の問題、白ろう病問題を取りあげてみたい。

現状の農村にみる健康破壊——農業機械による労災事故の激増、農薬災害の多発、施設園芸地帯の“ハウス病”などによる健康破壊——の進行⁽¹⁾は、出稼ぎによる季節的欠損家族の問題、老人世帯の増加、無医地区の医療問題などとともに、新しい貧困の一侧面をなし、同時にこうした農業の技術革新に伴う農民の健康破壊は、彼らの生活破壊に直結する社会問題をひき起している。山村の林業労働従事者（林業生産者・椎茸生産者・林業労働者）においても、農民と同様林業の技術革新に伴う健康破壊の進行が深刻な社会問題、山村問題となっている。

林業における技術革新は、チェン・ソーの導入にあるといわれ、その導入は国有林からはじまっている。1953年、林野庁は「国有林野事業機械化推進要綱」のなかで、国有林事業の合理化計画の推進を打ち出し、これに基き1954年から国有林へのチェン・ソーの導入を開始し、1958年、「国有林生産計画」によって、国有林への全面的チェン・ソーの導入・普及がはかられた。民間林業へのチェン・ソー導入は、遅れて1964年の第一次林業構造改善事業によって行われ、林業生産者、椎茸生産者、林業労働者などに大量普及がはかられた。

従来の手鋸とは比較にならぬ高性能を有しているチェン・ソーは、その鋸断力を発揮し、伐木生産の飛躍的向上をもたらした。このような高性能を有しているチェン・ソーの導入は、政府の意図する林業の合理化による生産性向上に資するものであり、政府が積極的に普及策をとってきた理由もここにある。事実、チェン・ソーの導入は、その高性能、高生産性によって、林業労働者一人当たりの伐木量を急増せしめた。しかし、この伐木量の急増は、逆に単価の切り下げとなり、その結果、林業労働者は賃金確保のために、従来以上の労働強化を強いられることになったのである。それと同時に、激しい振動と騒音を伴う

チェン・ソーの作業は、労働者の肉体を蝕ばみ、全身的健康障害を発生させ、彼らを健康破壊へと追いかけていたのである。いわれるところの白ろう病の発生である。国有林労働者に比し、より不利な労働条件におかれている民間林業労働者——彼らの多くは不安定な季節的出稼ぎ労働者である——の場合、低賃金の出来高払制請負契約であるため、夜明から日没までの長時間労働を余儀なくされている。そして、また、彼らはチェン・ソーの使用が白ろう病を発生させることを知りつつも、彼らの送金に家族の生活がかかっているため、長時間労働を余儀なくされている。この悪循環が病状の悪化に拍車をかけ、白ろう病を進行させてきている。

林業労働者を重労働から解放する筈のチェン・ソーの導入が、いまや、林業労働者の健康を蝕ばみくいのちとくらしに重大な障害をもたらし、彼らを生活破壊、家族解体の危機にさらしている。技術革新による政府の合理化政策がもたらしたこのような人間のくいのちとくらしの破壊化の進行は、現代資本主義の物質的繁栄という虚像の裏に生み出された山村社会の新たな貧困の現実的姿であり、白ろう病は、まさにその象徴であろう。

高知県においても、高度成長期、チェン・ソーの普及とともに林業労働による季節的出稼ぎが中山間地帯の山村を中心に行なわれ、彼らの多くが、いま、白ろう病に罹っている。ここでとりあげる県西部中山間地帯に位置する十和村も例外ではない。十和村は、高度成長期、旧十川村=十川地区を中心に椎茸生産全国一の主産地を形成するとともに、他方では、生産基盤が脆弱なため、早くから賃労働者化が進み、また、チェン・ソーによる多くの出稼ぎ者を出してきた旧昭和村=昭和地区を中心に、1963年（昭和38年）、全国に先がけ農村労働組合を結成してきたという「二つの顔」をもつ村である⁽²⁾。この「二つの顔」をもつ十和村では、現在、椎茸生産者と出稼ぎ林業労働者の双方に白ろう病が発生し、これが今後の十和村の動向を大きく左右する重大な社会問題に発展しつつある。

かかる現実を前にして、この村の山村社会の“再生”を問おうとするとき、白ろう病問題をさけて通ることはできない。それゆえ、ここでは、村内で最も

多くの出稼ぎ者を出してきた小野部落（旧昭和村）の白ろう病患者の生活実態の把握を通して、次の三つの課題を明らかにし、新しい山村社会建設の途をさぐってみたい。

第一は、チェン・ソーによる出稼ぎ林業労働者を生み出してきた山村の“貧しさ”を、住民の＜生産と生活＞基盤とのかかわりで問題とし、貧しさなるがゆえに白ろう病による新たな貧困を蓄積せざるをえないその過程を、出稼ぎ林業労働者の労働変遷を通して明らかにすること。

第二は、政府の林業合理化政策の一環として導入されたチェン・ソーによって、出稼ぎ林業労働者の健康が蝕ばまれ、そのため、生活破壊、家族解体が進行しつつある、その実態を把握すること。

第三は、人間の本質に根ざす「労働」を奪われた白ろう病患者が、山村の民主化運動を支えに「人間」として生きてゆこうとするなかで、彼らが直面している問題が何かを明らかにし、山村民主化の当面する課題と新しい山村社会の建設への途について考えること。

本稿では、以上の三つの課題を十和村の事例に即して明らかにすることを意図するが、現代の山村に生起している白ろう病問題は、ひとり十和村だけの問題ではない。いうまでもなく、これは、わが国の山村がかかえる重要な問題、山村問題であり、その最も基本的な特質が一山村を通して発現しているに他ならず、三つの課題もそうした理解の上に立って問題にされなければならない。

2. 林業労働従事者にみる白ろう病の顕在化状況

十和村において、白ろう病が急速に顕在化していく時期は、後述する小野部落の出稼ぎ林業労働者にみる如く1975年以降である。その意味で、村内の林業労働従事者（林業生産者、椎茸生産者、林業労働者）にとって、75年は一つの転期にあたるといえよう。

いま、この75年時点における村内の白ろう病の顕在化状況を第1表でみれば、チェン・ソー保有台数354台、林業労働従事者384人（男子372人、女子

第1表 十和村における白ろう病の顕在化状況（75年11月現在）

単位：人、台

地区別	林業労働従事者数			振動病罹病者数			チェンソー 保有台数
	男	女	計	男	女	計	
里川	6	人	人	6	人	人	1台
浦越	8			8			6
茅吹手	10			10			8
津賀							3
昭和	15			15	11		40
野々川	13			13	8		10
大井川	19			19	6		11
河内	7			7	2		13
小野	15			15	9		16
久保川	22	2		24	1		8
口大道	18	7		25	12		30
奥大道	24			24	19		27
十川	17	1		18	11		25
戸川	28			28	19		31
古城	57	1		58	18		30
地吉	50	1		51	9	1	38
川口	4			4	2		13
広瀬	17			17	4		12
井崎	42			42	12		32
計	372	12	384	143	1	144	354

注 1). 資料は十和村振動病対策協議会調による。

2). 林業労働従事者は就労日数60日以上のもの。

12人)で、このうち白ろう病罹病者数は144人となっている。男子林業労働従事者1人当りのチェン・ソー保有台数は1台弱であり、男子の白ろう病罹病率は38.4%の高さを示している。このように十和村では、75年時点で、既に男子林業労働従事者の10人に4人近くが白ろう病に罹っており、ここにその顕在化が明瞭に示されている。

では、この白ろう病罹病者144人の病状がどの程度進行しているものであろうか。この点を75年1月に実施された高知県窪川保健衛生所の検診結果によつてみよう。第2表が示すように、振動障害が認められ、チェン・ソー作業を原則として避け、医師の助言に従い必要な健康回復処置をとらなければならない

第2表 白ろう病検診結果（1975年1月22日～24日実施）

単位：人、%

判 定	人 数	構 成 比	備 考
A	19 人	13.2 %	特に問題なし
B ₁	55	38.2	要精密検査
B ₂	13	9.0	要観察（進行程度Ⅰ）
C ₁	25	17.4	軽度医療（進行程度Ⅱ）
C ₂	32	22.2	中又は重度医療（進行程度Ⅲ～Ⅳ）
計	144	100.0	

注：検診は高知県窪川保健衛生所によるもので、検診申込者は186名で受診者144名、検診率77.4%である。

- 管理A 現在のところ異常なし。「振動障害予防の手引」に示す注意を確實に守って作業を続けて差支えなし。
- 管理B 振動障害の疑い有。従前の作業のやり方をかえ、チェン・ソー操作時間を2時間よりもへらし、連続使用の時間を短かくすること。
- 管理C 振動障害を認む、医師の助言に従い必要な健康回復の方法をとること。チェン・ソーの作業は原則として避けること。

ものが39.6%（このうちわけは、進行程度Ⅲ～Ⅳの病状が最も進行している中又は重度医療の必要者22.2%，進行程度Ⅱの軽度医療を要するもの17.4%）で、明瞭に振動障害が認められたものが全体の40%近くを占め、病状が最も進行しているものが20%をこえている。また、白ろう病患者の“予備軍”的存在たる、振動障害の疑いがあって、チェン・ソー操作時間を一日2時間以下に短縮

しなければならないものが全体の半数に近い47.2%（進行度Iの要観察者9%，要精密検査者38.2%）にのぼっている。特に問題のないものは13.2%に過ぎない。

144人の罹病者を雇用形態別でみれば、第3-1表に示される如く、椎茸生産者が最も多く45.1%，会社に雇用されている林業労働者が18.7%，森林組合の林業労働者18.1%，個人企業の林業労働者13.2%の順になっている。また、

第3-1表 雇用形態別白ろう病罹病者数 単位：人、%

雇用形態	区分					比率
	A	B ¹	B ²	C ¹	C ²	
森林組合	5	10	3	2	6	26 18.1
会社	林業	3	7	2	9	27 18.7
	建設		1	1		2 1.4
	小計	3	8	3	9	29 20.1
個人企業	林業	4	4	1	4	19 13.2
	建設					
	小計	4	4	1	4	19 13.2
自営業	一般		1	1	2	5 3.5
	椎茸生産	7	32	5	9	65 45.1
	小計	7	33	6	10	70 48.6
計		19	55	13	25	144 100.0
比率 %		13.2	38.2	9.0	17.4	22.2 100.0

第3-2表 林業労働者と椎茸生産者の白ろう病進行程度の比較

判定	A	B			C			計
			B ₁	B ₂		C ₁	C ₂	
林業労働者	16.7%	37.5%	29.2%	8.3%	45.8%	20.8%	25.0%	100.0%
椎茸生産者	10.8	56.9	49.2	7.7	32.3	13.9	18.5	100.0

第4表 年令別白ろう病罹病者数

単位：人、%

年 令 階 層 区分	判 定					計	比率
	A	B ¹	B ²	C ¹	C ²		
20 ~ 25 才	人	3 人	人	人	1	4 人	2.8 %
26 ~ 30	1	9	2	3	1	16	11.1
31 ~ 35	4	5	2	2	2	15	10.4
36 ~ 40	4	7	5	4	6	26	18.1
41 ~ 45	5	17	2	6	5	35	24.3
46 ~ 50	2	7	2	5	9	25	17.4
51 ~ 55	3	5		5	3	16	11.1
56 ~ 60					4	4	2.8
61 ~ 65		1			1	2	1.3
66 ~ 70		1				1	0.6
71才以上							
計	19	55	13	25	32	144	100.0

林業労働者と椎茸生産者の白ろう病の進行程度を比較してみれば、第3—2表に示される如く、林業労働者においては、明確に白ろう病とされるC判定が45.8%で最も多く、椎茸生産者においては逆に、白ろう病患者の“予備軍”的存在たるB判定が56.9%と半数以上を占めている。このことからして、椎茸生産者に比して、林業労働者の方により一層白ろう病が進行していることがわかる。とはいっても、椎茸生産者においてもC判定が32.3%の高さを示しており、3人に1人が既に白ろう病と判定されている。またB判定からC判定への進行が予測されることからして、この検診時以後の椎茸生産者における白ろう病の進行が危惧されるところである。ともあれ、ここではこの時期の白ろう病の顕在化が林業労働者だけでなく、椎茸生産者にも発生してきている点を強調しておく。また、年令別でみれば、働き盛りの40才代が全体の41.7%を占め最も多く、次いで30才代の28.5%，20才代の13.9%，50才代の12.9%の順となってい

単位：人、年

第5表 白ろう病患者の振動工具使用年数（1人当たり平均）

振動工具 の種類		チエンソ ー	集材機	下刈機	削岩機	ピッチャーハンマー	コンクリートブレ ーカー	サンダー	建設重機	その他
工具の型 人數	人數	人	年	年	年	年	年	年	年	年
40才未満	1	8	14							
40～44才	8	10.5	2.8	1.3	0.6		0.3			
45～49才	8	10.1	1.8	2.6						0.4
50～54才	5	11.0	4.1	3.2	0.6		0.6			4.0
55～59才	6	9.5	0.5	0.7						0.3
60～64才	1	7.0	10.0							
65才以上										
小計	29	10.1	3.2	1.8	0.3		0.2			2.5
〔削岩機〕型	8	1.5	4.0	0.8	7.4		2.3	1.9	0.3	
〔チエンソー + 削岩機〕型	4	5.1	2.0	1.0	5.6		5.0		0.5	1.5
計	41	8.0	3.2	1.5	2.2	0.9	0.5	0.1	0.1	1.4

注：表は高知県農村労働組合十和分会が分会に所属している白ろう病患者に対して1981年11月行った調査結果をもとに作成したものである。

第6表 白ろう病患者の症状

年令 階層 人 数	項目	手の指のレイノー現象		しがれ感のある部位		脳の压迫感		手の小指・薬指の伸び		関節の痛む部所		肘の伸び		伸びる手		伸びない手		冷えやすい部所	
		前出今し なこ となし	今も出 る	手	腕	足	頭	なし ある	伸びる	伸びない	手首	肘	肩	膝	伸びる	伸びない	手	足	腰
40才未満 2	手の指のレイノー現象	人	人	2人	2人	人	人	2人	人	1人	1人	2人	2人	1人	1人	1人	2人	2人	人
40~44才 2	しがれ感のある部位	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	1	1	2	1	2	1	1
45~49才 10	脳の压迫感	5	2	3	9	9	4	2	4	6	7	3	2	9	6	4	6	4	10
50~54才 10	手の小指・薬指の伸び	2	1	7	9	9	5	5	6	4	7	3	5	9	5	4	6	6	6
55~59才 7	関節の痛む部所	1	4	2	5	7	2	5	2	3	4	3	7	5	4	6	1	6	4
60~64才 6	肘の伸び			6	3	4	1	1	2	4	2	4	2	5	2	1	1	5	4
65才以上 4	伸びる手	1	3	4	4	1	1	2	2	2	2	4	4	3	2	2	4	3	1
計 41	伸びない手	10	8	23	34	37	13	12	22	19	24	17	20	38	27	14	20	21	33
	冷えやすい部所																		19

注：表は高知県農村労働組合十和分会が分会に所属している白ろう病患者に對して1981年
11月行った調査結果をもとに作成したものである。

る。20才代の年令層の比率が全体からすれば低くなっているとはいえ、若い後継者世代に既に白ろう病が発生していることは憂慮すべき事態である。病状の進行程度をみれば、高年令になる程C判定の比率が高くなってしまっており、46才以上の年令層ではC判定が50%をこえている。これは高年令者ほどチェン・ソーの使用年数が長いことを物語っている（第4表参照）。

ちなみに、現在、白ろう病となって通院している患者が、過去何年位い振動工具を使用してきたのかを示せば、第5表の如くであり、〔チェン・ソー〕型の場合、チェン・ソーの使用が10年をこえている。また、患者の疾状についてみれば、平均4年近い通院治療を行っているにもかかわらず、今もレイノー現象の出るもののが41名中23名と半数をこえ、手、腕にほとんどのものがしびれ感をもっており、手首、肘、肩、膝などの関節に痛みを訴えている（第6表参照）。

以上にみる如く、十和村では、75年以降、チェン・ソーの長期にわたる使用とその振動障害の蓄積によって、これまで林業労働従事者に潜在していた白ろう病がここに顕在化し、林業労働従事者は振動障害による諸症状に悩まされている。この白ろう病は、なかでも出稼ぎ林業労働者に最も多く、その症状も重い。以下にみる小野部落は、そうした出稼ぎ林業労働によって多くの白ろう病患者を出した典型的な部落である。

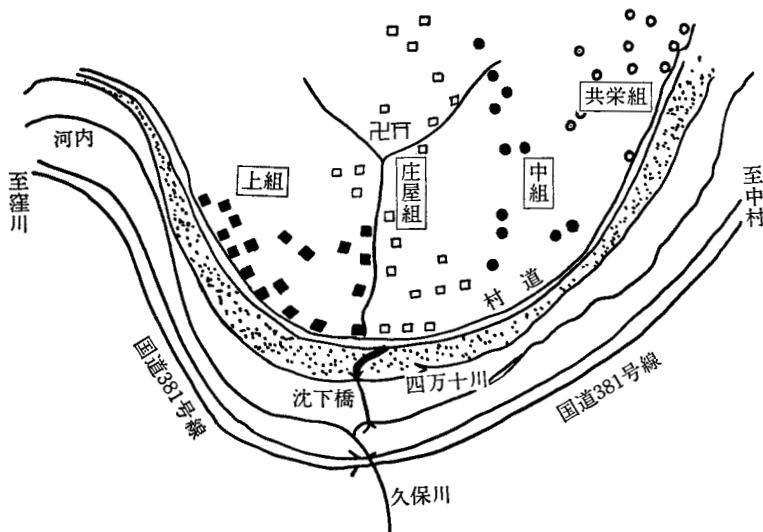
3. 出稼ぎ部落と白ろう病

小野部落は十和村のほぼ中央に位置し、村を蛇行しつつ貫流している四万十川南岸の緩斜面に集落をなし、川をへだてた北岸沿いの国道と対している。予土線の十川駅、役場、農協、病院、商店等のある中心地へは沈下橋を渡り、2キロ徒步30分を要す。総戸数は現在89戸で、旧くからの4組（上組22戸、庄屋組26戸、中組14戸、共栄組16戸）と新しい教員住宅11戸とから構成されている（地図参照）。

ところで、この小野部落は、戦前から生計の多くを賃労働によって支えてき

たといわれ、戦後の高度成長期には、村内で最も多くの出稼者をだしてきた“出稼ぎ部落”である（第7表参照）。早くから賃労働に依拠し、出稼ぎにゆくようになったその背景には、当然のことながら、この部落の分散かつ零細な土地所有があげられる。それゆえ、ここでは、農業生産にかかる小野部落の特質を明らかにし、その上で、出稼ぎ林業労働者の賃労働の変遷をみていくことにしたい。

小野部落の概略図



(1) 出稼ぎ部落の<生産と生活>基盤

現在、この部落の総農家戸数は68戸である。このうち老人のみの農家も含めた専業農家は12戸で、56戸が兼業農家である。この兼業農家のうち第二種兼業農家が44戸、全体の60%を占めている。1980年センサスによれば、この総農家戸数68戸が所有する総耕地面積は27.4ヘクタールである。その地目別構成は水田17.5ヘクタール、畑4.2ヘクタール、果樹園2.1ヘクタール、茶園0.8ヘクタール、桑園2.8ヘクタールとなっている。これを一戸当たりの平均でみれば、総耕地面積は40.4アールで、その地目の内訳は、水田25.8アール、畑6.2ア-

ル樹園地8.4アールとなっている。このように各農家の耕地はきわめて零細であると同時に一筆ごとに緩斜面に分散した耕地形状をなしている。また、これを他地区と比較すれば、樹園地と山林の少なさが目立つ(第8表参照)。

十和村農業は耕地の零細性を克服し、農林複合経営として発展してきた。そ

第7表 十和村の部落別出稼者の推移

地 区 别	昭和40年		
	256人	139人	130人
総 数			
里 川	12	—	1
浦 越	4	10	1
茅 吹 手	4	—	1
津 賀	4	1	2
野 々 川	2	5	3
大 井 川	21	19	16
昭 和	38	18	12
河 内	11	9	7
小 野	43	27	26
久 保 川	24	9	3
口 大 道	14	4	5
奥 大 道	—	1	7
十 川	11	9	19
戸 川	20	3	5
古 城	3	8	3
地 吉	17	5	5
川 口	11	3	2
広 瀬	6	4	8
井 崎	11	4	4

資料：十和村役場『十和村長期計画』1977年。

第8表 小野部落の農家一戸当たりの地目別耕地面積（1980年）

地区 地目 別	総面積	田	畠	樹園地			山林 (個人林)
				果樹	茶園	桑園	
小野部落	40.4 ^a	6.2 ^a	6.2 ^a	8.4 ^a	3.1 ^a	1.2 ^a	4.1 ^a 71.7 ^a
昭和地区	50.9	27.4	7.2	16.4	7.5	2.8	6.0 275.6
十川地区	50.4	20.3	4.8	25.3	9.7	8.4	7.2 254.4
村平均	50.7	24.3	6.2	20.2	8.5	5.3	6.5 264.3

資料：十和村役場の1980年センサス結果及び『十和村長期計画』1977年により作表。

して、その基幹作目は椎茸と茶である⁽²⁾。ところが、上述したように、小野部落ではこうした村の基幹作目導入の客観的条件をなす、山林及び樹園地に乏しく、従って、この部落における農業経営は、第9表に示されるように、飯米自給の域をでるものではなく、農家一戸当たり平均の年間農業所得も27万円にすぎず、生計の主要な部分は農外賃労働に求めざるをえない状態にあり、この点は戦後一貫して変わっていないといわれる。山村一般にみられる分散かつ零細な土

第9表 小野部落の作目別農業生産状況（1980年）

項目 作目別	面積	生産戸数	生産量	生産額	所得	1戸当たり平均年間所得
水稻	1,748 ^a	66 戸	5.8 ^t	16,646 千円	9,988 千円	151 千円
まゆ	281	19	2.1	4,859	2,915	153
茶	81	5	4.5	1,904	1,142	228
粟	212	44	4.3	1,505	1,279	29
ショーガ	12	1	3.1	310	211	211
種苗	18	2	クヌギ苗 1万本 ヒノキ苗 1.5万本	1,140	686	343
椎茸		9	1.5	5,400	2,160	240
計				31,764	18,381	270

資料：十和村役場『地域農政総合推進方策』1981年3月。

表の1戸当たり平均所得は「所得」を総農家戸数で除したものである。

地所有に加えて、村の基幹作目を導入する基盤を欠いていることが、小野部落の農業を大きく特質づけているといえよう。

小野部落の農業生産における特質が、分散かつ零細な土地所有に加え、基幹作目を導入する客観的条件を欠いている点にあるとすれば、小野部落を特質づけるもう一つの点は、戦前・戦後を通して根強く存在している地区住民の生産と生活にかかわる農道拡張・架橋問題であるといえる。

小野部落は1958年（昭和33年）沈下橋が架設されるまで、渡し船が他との交通の唯一の手段であった。地区内で生産する物資の運搬をはじめ通学、買物などすべて渡し舟によって行なわれ、毎年、部落の重要な共同仕事として全戸輪番制によってこの舟渡しが維持されてきた。年数回におよぶ四万十川の増水時には、地区住民は周囲から孤立状態となり、渡し舟の不便さは住民生活に大きな不安をもたらしてきた。沈下橋が架設された後も、こうした四万十川の増水時における病人発生などの問題は根本的には解決されず、そのため、住民は抜水橋の架設を要求するところとなり、これまで何回となく陳情が重ねられながらも実現せず現在に至っている。

ところで、上述した架橋問題をかかえてきた地区住民は、他方で農道＝生活道の巾員拡張問題をもかかえてきたのである。というのは、この部落の農道は戦前から非常に狭く、“牛を引いて歩けば人も通れない”状態で、リヤカーも引くことができなかった。そのため、これが農業の生産活動に大きな障害となってきた。部落では、このため戦前から道路委員会が常設されていて、この委員会を中心に村と長年農道拡張交渉をくりかえしてきた。その結果、1949年（昭和24年）、村の工事費負担、部落住民の土地提供という条件で、五期継続工事が決定し、この年はじめてリヤカーの通れる農道の拡張工事が着手された。それは部落全線二キロにわたる工事で、工事完了までに数年を要した。沈下橋が架設したことによって、1960年（昭和35年）この部落道が村道に昇格するや、再度拡張要求が出され、リヤカー道から小型自動車の通れる道巾2.5メートルの村道となった。

こうして、小野部落では、リヤカー道から小型自動車道へと農道拡張がすす

められてきたが、沈下橋完成後、自動車の普及とともに大型自動車道への拡張工事を要望する声が高まり、1965年、村当局へ「昭和33年災害復旧工事として小野沈下橋の架設を見るに至り、北岸との交通は一段と増加し大型自動車の乗入れは日一日と激しくなり巾員拡張は最も急を要することとなりました。此処に於いて部落民一同は村当局並に議会建設常任委員会に対しまして再度巾員拡張工事の陳情を申し上げた次第ですが、未だに工事着工の時機至らず、中型以上の自動車は通行できず地区内に於て産出する物資は小型自動車にて運送している次第です。」⁽³⁾という陳情をおこなっている。この陳情がおこなわれてより18年を経た現在も小野部落の村道は小型自動車しか通れぬままになっている。

このように、小野部落では、農道拡張問題と架橋問題が毎年部落総会でとりあげられ、陳情がくり返されてきたが、それはこれらの問題が地区住民の生産と生活に大きな障害をなしてきたからにはかならず、小野部落は農道拡張・架橋問題とともに戦後を歩んできたといえよう。そして、現在、大型自動車道の通れる抜水橋はこの地区住民の悲願となっている。

以上述べたところからもすでに明らかのように、小野部落の農民は、分散かつ零細な土地所有のうえに、村の農林業を発展させてきた基幹作目を導入する基盤をもたず、かつ生産と生活を長い間阻害してきた農道拡張・架橋問題をかかえてきたのである。こうした生産基盤の脆弱性とその整備の決定的立遅れによって、小野の農民は飯米自給的農業からぬけだすことができず、早くから生計の大部分を賃労働に依拠せざるをえなかったのである。そしてまた、高度成長期にこの部落が村内で最も多くの出稼ぎ者をだし“出稼ぎ部落”となつたゆえんもこうした生産基盤の脆弱性とその整備の決定的立遅れとにあるといえよう。

(2) 出稼ぎ者の労働変遷と白ろう病

では、小野部落の農民は生計の多くをどのような賃労働で支えてきたのであろうか。彼らの戦後における賃労働の変遷を追い、出稼ぎ林業労働者となり、白

ろう病による新しい貧困を山村に創出してきた過程をここに略述しておこう。

戦前的小野部落の農民は紙漉——ここでは他村から楮を買ってきて各家で漉くのが一般的であった——と筏流しと養蚕の三つで生計を維持してきたといわれ、その生計の多くを筏流しの仕事で支えてきた。どの家でも年間の労働は、冷い水に晒して漉くことが必須条件であるところの紙漉が2月から5月まで、5月は養蚕、6月初めから中旬まで田植、6月中旬の四万十川の水量が増してくる時期から10月いっぱいまで筏流しという行程でおこなわれてきた。筏流しは筏を組む作業からはじまる。この組み作業は大道から久保川を丸太のまま流し、四万十川の出会いとなっている久保川口で行なわれる。そして、筏流しは久保川口より四万十川を下り西土佐村の江川崎までの間と江川崎から四万十川河口の中村市の下田までの二ヶ所に分かれている。比較的流れの急な久保川口から江川崎までは、四タキに組んだものを二人で一日二回流し、流れのゆるやかな江川崎から下田までは三タキに組んだものを一人で一日一回流すのが通例となっている。I氏(68才)の話だと米一升25錢であった昭和7年当時で、久保川口から江川崎まで一日2回2円50錢、江川崎から下田までが3円の賃金であり、当時としては相当な収入であったといわれる。また、この地区の筏流しは、大正15年に営林署を相手に賃上げ闘争をやったこともあるという。この四万十川の筏流しは古く、藩制時代から行なわれており下田には土佐藩の木材取扱所が設けられていた。小野の筏流しはこうした古い歴史をもっており、また紙漉きも藩の専売で山村に奨励され普及していったもので、筏流しと同様藩制時代からのものである。小野の筏流しは戦後昭和23~4年頃を最後に陸送がこれに取って代り、紙漉は洋紙の普及とともに減ってゆき昭和32年に姿を消している。このように、小野部落が筏流しによる賃労働と紙漉による小商品生産とを歴史的に早くから行なってきたことは、この地区の農民がもつ労働者的性格を理解する上で注目しておかなければならぬ点であろう。

ところで、戦後、小野の農民は、生計の大半を支えてきた筏流しの仕事がなくなった1950年(昭和25年)から村内の営林署の山林労働に従事する林業労働者へと変っていった。しかし、これまで筏流しで生きてきた彼らは、林業労働

の経験がないため、山仕事に従事してきた村内の野々川部落や津賀部落の林業労働者に比し、一人前にあつかわれず 8割の賃金しかもらえなかつた。そして、この村内の山仕事は1960年（昭和35年）までのほぼ10年間つづいた。

小野の出稼ぎがはじまるのは、チェン・ソーが全国的に普及しはじめる1961年（昭和36年）以降である。彼らが出稼ぎにゆくようになった直接的動機は、“村内で一人前の賃金がもらえなくても、チェン・ソーさえ使えば出稼ぎで一人前以上の金を稼げるから”であるといわれ、その後、野々川や津賀の林業労働者も彼らにつづいて出稼ぎにゆくようになったのである。1965年、林業構造改善事業による 7割補助によってチェン・ソーが個人所有となるまでは、小野の林業労働者は出稼ぎ先の事業所で使用料を払いチェン・ソーを借りて伐採、造材作業に従事していた。仕事は、部落の“先槍”（棒心）が地区内で5名から8名位のグループを組み、このグループによる出来高払の請負契約で、中国地方をはじめ関西、近畿、中部の山々を転々としている。チェン・ソーが個人所有となった1965年（昭和40年）から1974年（昭和49年）の10年間は、この部落の本格的な出稼ぎ時期で、この間が出稼ぎ最盛期である。そして、1975年（昭和50年）以降、チェン・ソーによる白ろう病が顕在化して、小野の出稼ぎがなくなり、出稼ぎ林業労働者の白ろう病患者としての通院生活がはじまるのである。また、出稼ぎに行かないものは、1967年（昭和42年）にはじまる国鉄予土線の建設工事の人夫・日雇にており、1973年（昭和48年）の工事完了までこの仕事についている。この時期に、村内では出稼ぎによる高収入か予土線工事の人夫かというかたちで出稼ぎ是否論が活発に行なわれ、出稼ぎ者と村内の土方仕事につくものとに二分されたという。前掲第7表にも示されているように、この時期が小野の出稼ぎ最盛期にあたりながらも出稼ぎ者が減っているのは、この予土線工事にかかる出稼ぎ是否論によるものと思われる。

以上、小野部落にみる出稼ぎ林業労働者の労働変遷を略述したが、その変遷を以下に整理しておく。

《小野部落の林業労働者の労働変遷》

戦前から昭和24年 箍流しの時期

昭和25～35年	村内林業労働従事期
昭和36～39年	出稼ぎ前期（チェン・ソーコーナー借用）
昭和40～49年	出稼ぎ最盛期（チェン・ソーコーナー個人持）
昭和50年以降	白ろう病顕在期（通院生活）

分散かつ零細な土地所有、生産基盤の脆弱性に規定され飯米自給的農業の域をでるすべもなく、生計の大部分を賃労働にたよってきた小野の農民は、戦後、山村労働者として筏流しから林業労働へと転換し、60年代初頭から70年代半ばまでの十数年をチェン・ソーコーナー片手に出稼ぎ林業労働者として生きてきた。こうした過程のなかで、注意を喚起しておかなければならない点は、高度成長の一環に組みこまれ打出された国の林業合理化政策の先兵的役割を果したチェン・ソーコーナーの国有林及び民間林業への導入・普及策——1958年の「国有林生産計画」にみる国有林及び1964年の第一次林業構造改善事業による民間林業へのチェン・ソーコーナーの全面普及——が呼び水となって、小野の出稼ぎがはじまることであり、さらに、60年代初頭にはじまり70年代半ばにおわる小野の出稼ぎが、全国的な動向からすれば、山村経済が大きく崩壊していくなかで、山村住民の労働力の「流動化」が急速にすすめられてきた過程でもあり、60年に本格化し、73年秋のオイル・ショックまで十数年間にわたった高度成長——独占資本の強蓄積過程——と軌を一にしていることである。

そして、75年以降、白ろう病の顕在化が、山村に新たな貧困化をもたらし、山村問題をより一層深刻なものにしている。その実態を次にみることにしたい。

4. 出稼ぎ林業労働の実態と白ろう病患者の生活

高度成長期、チェン・ソーコーナーをもって中国、関西、中部の山々に仕事を求め転々としてきた小野部落の出稼ぎ林業労働者は、75年以降、振動障害の蓄積によって白ろう病となり、現在16名のものが白ろう病認定患者として通院生活を余儀なくされている。ここでは、1981年7月25日～31日及び11月1日～3日の二

度にわたって行なった白ろう病患者に対するきき取り調査を通して、彼らの生活実態を把握し、そこにどのような問題があるのか、また彼らがいかなる悩みに直面しているのか等についてみることにする。尚、白ろう病患者16世帯中1世帯は調査不能で、15世帯がここでの対象となっていることを断つておく。また、15世帯のうち農家は13世帯、非農家は2世帯となっている。

(1) 出稼ぎ林業労働の実態と白ろう病問題

小野部落における農民の生産基盤の脆弱性については、すでに前段で指摘しておいたところであるが、念のため白ろう病患者世帯の農林業の生産基盤としての農地及び山林所有面積を第10表でみておこう。農家13戸の平均経営耕地面積は水田、畑、樹園地をあわせ50アール程であり、従って、農産物販売額においても販売額なし農家が4戸、10万円未満2戸、10~50万円3戸で、50万円をこえる農家は4戸に過ぎず、大半が米と野菜を自給する程度のものである。また、山林所有面積では、調査世帯番号⑩の農家のみ20ヘクタールとすれば抜けて大きく、他の農家では6ヘクタール、4.3ヘクタールが各1戸、1~3ヘクタールが5戸、1ヘクタール未満が5戸となっており、⑩の農家を除けば、いずれの農家も椎茸生産で生計を維持しうる程の広葉樹面積もない。この様に、白ろう病患者世帯にみる農林業の生産基盤たる土地所有の零細性は否定すべくもなく、彼らが賃労働で生計を維持せざるを得ない状況を知ることができよう。それ故、彼らは、前段で述べた如き賃労働の変遷をえて、チェン・ソーによる出稼ぎに生活の糧を求めたのである。

そこで、次に彼らの出稼ぎについてみることにしよう。第11表にみる如く、白ろう病患者15名中出稼ぎ歴をもつものは14名で1名は営林署勤務の職員である。彼らの平均年令は52才であり、平均出稼ぎ年数が15年であることからして、働き盛りを出稼ぎで過していることがわかる。では、この出稼ぎ期間に彼らはチェン・ソーを実際どの位い使用してきたのであろうか。その使用状況を第12表に示した調査世帯番号⑧のM氏(63才)の事例によってみることにする。

第10表 白ろう病患者世帯の経営耕地・山林所有面積及び農産物販売額

調査番号	経営耕地面積				山林所有面積				農産物販売額				単位：アール及び戸
	水田	樹園地	普通畠	計	針葉樹	広葉樹	計	販売なし	10万円未満	10万～50万	50万～100万	100万以上	
①	40 ^a	25 ^a	20 (17) ^a	85 (17) ^a	300 ^a	300 ^a	600 ^a	戸	1 戸	戸	1 戸	戸	戸
②	22	6	28	70	10	80	250						1
③	60	27	1	88	200	50							
④	23	10	3	36	15	47	62	1					
⑤	18	10	5	33	20	25	45						
⑥	4		1	5	20	40	60	1					
⑦	5		1	6	18	2	20	1					
⑧	27	35	(25)	62 (25)	43	110	153						1
⑨	51	55	2	108	100	330	430						1
⑩	37	32	(15)	69 (15)	1554	500	2054						
⑪	17	11		28	40	60	100						
⑫	12	17	5	34	70	30	100	1					
⑬	25	25	(15)	75 (15)	50	110	160						
計	341	169	147 (72)	657 (72)	2500	1614	4114	4	2		4		0
平均	26.2	13	11.3(5.5)	50.5(5.5)	192.3	124.2	316.5						
⑭					50								
⑮													

注：経営耕地面積のカッコ内の数字は耕作放棄地を示す。農産物販売額は1980年度の経営。

M氏は昭和33年から35年までの3年間十和村内、西土佐村で営林署の伐採造材夫として林業労働に従事するが、前述した如く、小野部落のものは林業労働の経験がないため、その経験をもつ他部落の林業労働者の8割しか賃金がもらえない、一人前にあつかわれなかった。そのため、昭和36年から民間林業労働者として県外へ出稼ぎに出はじめた。出稼ぎ期間は毎年4月から12月の9ヶ月間

第11表 白ろう病患者の出稼ぎ期間・年数・労災認定年度等の状況

単位：才、年、万円

調査番号	患者の令	出稼ぎ期間	年数	労災認定期間	症度	治療年数	補償月額
①	60才	昭和36～52年	17年	昭和53年	3	3年2ヶ月	21万円
②	50	?	?	昭和54年	4	2年5ヶ月	21
③	41	?	?	昭和51年	2～3	5年4ヶ月	?
④	45	?	?	昭和52年	2～3	4年4ヶ月	18
⑤	57	?	?	昭和54年	3～4	2年1ヶ月	21
⑥	51	昭和36～51年	16	昭和52年	2～3	4年2ヶ月	20
⑦	60	?	?	昭和49年	3	6年2ヶ月	20
⑧	63	昭和32～49年	18	昭和49年	3～4	6年5ヶ月	28
⑨	53	昭和38～52年	15	昭和53年	3～4	3年4ヶ月	21
⑩	48	昭和38～51年	14	昭和53年	2	3年10ヶ月	13
⑪	60	営業署職員			2		?
⑫	54	昭和36～51年	16	昭和52年	2～3	4年2ヶ月	?
⑬	56	昭和32～49年	18	昭和49年	3	6年7ヶ月	21
⑭	51	昭和38～50年	13	昭和51年	3	5年5ヶ月	20
⑮	39	昭和39～53年	15	昭和54年	2～3	2年6ヶ月	18
平均	52.5		15.8			4年4ヶ月	20.2

注：平均は出稼ぎ年数不明のものを除いて計算。

治療年数は81年7月31日現在。

第12表 調査番号⑧M氏の出稼ぎ歴及びチエン・ソーアイ使用経過状況

チエン・ソーアイ 使用有無	出稼ぎ年度・期間	出稼ぎ先	事業主	作業内容	チエン・ソーアイ 使用内容				
					チエン・ソーアイの性能	年間使用月数	1ヶ月平均使用日数	1日平均使用時間	
チ エ ン ソ ー 使 用	昭和41年 4月～12月	滋賀県今津町	民 間	伐採造材	防振無し	9ヶ月	25日	6 時間	
	昭和42年 4月～12月	"	"	"	"	9ヶ月	25日	6 時間	
	昭和43年 4月～12月	岐阜県金山町間尻	"	"	"	9ヶ月	25日	6 時間	
	昭和44年 4月～11月	福井県大野市	"	"	"	8ヶ月	25日	5 時間	
	昭和45年 4月～12月	"	"	"	"	9ヶ月	25日	6 時間	
	昭和46年 4月～12月	神奈川県山北町向山	"	"	"	9ヶ月	25日	6 時間	
	昭和47年 4月～12月	福井県大野市	"	"	"	9ヶ月	25日	5 時間	
	昭和48年 4月～12月	"	"	"	防振有り	9ヶ月	25日	5 時間	
	昭和49年 4月～11月	鳥取県倉吉市	"	"	"	8ヶ月	27日	6 時間	
チ エ ン ソ ー な し	昭和33年 2月～12月	高知県十和村津賀の川	管林署	"					
	昭和34年 2月～12月	" 井崎	"	"					
	昭和35年 2月～12月	" 西土佐村藤の川	"	"					
	昭和36年 3月～10月	岐阜県加子母村小郷	民 间	"					
	昭和37年 4月～11月	長野県中野市	"	"					
	昭和38年 4月～11月	"	"	"					
	昭和39年 4月～11月	"	"	"					
	昭和40年 4月～11月	"	"	"					

で、36年から40年までの5年間は手鋸による伐採造材作業に従事。昭和41年チェン・ソーを購入し、この年から49年までの9年間、滋賀、岐阜、福井、神奈川、鳥取などの諸県に仕事を求め転々とし、チェン・ソーによる林業労働に従事してきた。この間におけるチェン・ソーの使用状況をみれば、表に示される如く、1日平均6時間、1カ月平均25日の使用となっており、その使用は年間9ヶ月間にわたり丸9年間続いている。この9年間のなかでM氏が防振装置つきのチェン・ソーを使用はじめたのは、それが普及するようになった昭和48年以降の2年間に過ぎず、それまでの7年間は防振装置のないチェン・ソーを使用してきたのである。このように、9年間のチェン・ソーの使用による振動障害の蓄積によって、M氏は昭和49年末に白ろう病と認定され労災認定患者となり、以後通院生活が続いている。

他の白ろう病患者の場合も、出稼ぎ期間におけるチェン・ソーの使用状況はM氏と同様で、労災認定年度はほとんどが1975年（昭和50年）以降となっている。また、彼らの治療年数は平均4年4ヶ月にも及ぶが、完全回復は難かしく大半が現在も症度3の状態にあり、時々レイノー現象がで、手、足、腰がとくに冷えやすく、手、腕などのしびれ、関節の痛みなどを訴えている（前掲第11表参照）。

ところで、小野部落の白ろう病患者15名は、現在、全員労災が認定されており、彼らは労災補償で生活している。労災補償額の算定にあたっては、白ろう病が認定された時点における3ヶ月間の最終賃金の1ヶ月平均額が基準とされ、その8割が労災補償として給付されている（8割のうち訳は休業補償給付金6割と特別支給金2割である）。しかし、労災補償額の具体的算定にあたってはいくつかの問題があるので、調査世帯番号⑬のS氏（56才）の場合をみながらその点を指摘しておこう。

問題の第一は、算定基準にかかわる3ヶ月間の林業労働者の賃金が正当に評価されずに算定が行なわれている点である。S氏は、昭和49年、有限会社K木材の仕事を5人のグループで請負（出稼ぎ先の賃金の支払い形態はいづれも出来高払制請負契約となっている），同年4月から11月までの8ヶ月間長野県の

中野市へ出稼ぎし、12月白ろう病と診断されこの年が最後の出稼ぎとなつてゐる。第13表は、出稼ぎ最後の年となった49年のK木材のS氏に対する稼働高明細を示したものである。表に示される如く、S氏に支払われた月別賃金は稼働金とチェン・ソー償却費とに二分されている（ただし、4月と12月はチェン・ソー償却費なし）。これはS氏に支払われた金額100%を稼働金60%，チェン・ソー償却費40%に分けたものに他ならず、これによつて、S氏の労災補償の算定基準額は、支払い金額からチェン・ソー償却費40%を差引いた稼働金60%の金額とみなされ、チェン・ソー償却費40%を除いた算定となつてゐる。つまり、この明細に従えば、S氏の場合、9月、10月、11月の3ヶ月間の稼働金合計額の1ヶ月平均額に対する8割が労災補償額と算定されるのである。本来、稼働金とチェン・ソー償却費とを合せたものが林業労働者の実質的な賃金であり、両者の合計金額が算定基準にされるべきであるにもかかわらず、賃金の60%しか算定されない点は、林業労働者の賃金を不當に評価するばかりではな

第13表 S氏出稼ぎ最終年の稼働高明細 単位：日、円

昭和49年	稼 動 日 数	稼 動 金	チ ェ ン ソ ー 償 却 費	計
4月	9 日	40,500 円		40,500 円
5月	22	118,800	79,200	198,000
6月	24	129,600	86,400	216,000
7月	25	135,000	90,000	225,000
8月	22 ⁴	120,960	80,640	201,600
9月	25	135,000	90,000	225,000
10月	22 ⁵	121,500	81,000	202,500
11月	7 ⁶	57,420		57,420
計	157 ⁵	858,780	507,240	1366,020

注：この稼働高明細は昭和50年3月4日、S氏の労災認定（2月）に伴い、(有)K木材がS氏の労災補償の算定のために示したものである。尚、表中の稼働日数の右肩の数字は時間数を示したものである。

く、これは、林業労働者の賃金のなかにチェン・ソーオー償却費を不当に拡大し割り込ませることによって、労災認定患者の休業補償ができるだけ低くおさえ、かつ企業に課せられる労災追徴金を安くするためのきわめて不合理な算定をねらいとするものである。S氏らは、こうした不合理な算定に対して抗議し、交渉を通してチェン・ソーオー償却費を20%まで引き下げさせている。が、チェン・ソーオー償却費のもつ不合理性は労災補償の算定に際し、なお問題を残している。

また、S氏は最終3ヶ月の9月、10月、11月のうち11月は家の事情で7日間で仕事を打切ったため、算定基準の3ヶ月間の合計金額に対する1ヶ月平均額が低くなり、このため労災補償額が低くおさえられ、ここにも算定の不合理性がみられる。こうした特殊事情の場合、1ヶ月くりあげ、8月、9月、10月の3ヶ月を算定対象とすべきである。前掲第11表に示される労災補償月額に13万円から28万円（この額は2回ないし3回スライドした額）まで大きな開きがあるのは、出稼ぎ先の賃金が出来高払制であり、かつ上述した如く特殊事情が全く考慮されていないことによるものである。

第二の問題は、労災補償給付の実施時期にかかるものである。S氏は昭和50年2月に労災認定をうけ、労災補償給付が実際開始されたのは9月（2月にさかのぼり給付）である。認定をうけ給付が開始されるまでの7ヶ月間は完全に無収入で、この間借金を重ねながら苦しい生活を家族ともども強いられている。現在、山村の林業労働者のなかに、白ろう病とはっきりわかっていて、労災認定をうけ治療しなければならない状態にありながら、労災認定をうけてから労災補償給付が開始されるまでの10ヶ月近い期間を、無収入で生活する目処が立たないため、労災認定をうけず、チェン・ソーオーによる林業労働に従事せざるをえず、振動障害の悪化に柏車をかけているものがかなり潜在している。こうした林業労働者の健康破壊の悪循環を断ち切るためにには、労災認定から補償給付までの期間をできるだけ短縮するとともに、この期間、公的制度によって白ろう病患者とその家族の生活を保障し、潜在的白ろう病患者を早急に救済していく必要がある。

(2) 白ろう病患者の生活実態と“むら”

白ろう病患者は、前述した如く、労災補償で現在生活しているが、労災補償給付金だけでは家計が成り立たないので、その不足分を補うため患者の妻が働きに出ている。第14表は患者の妻の就労状況を示したものであるが、15人中全く仕事に従事していないものは1人にすぎず、他の14人の年間就労日数は200日にもものぼっている。就労内容をみれば、農業だけに従事しているもの6人、

第14表 白ろう病患者の妻の就労状況 単位：才、日

農 農 家 家 別 非	調 査 番 世 号	年 令	農 業	人夫・ 日 雇	縫 製 工 場	計
農 家	①	59	200			200
	②	44	60		250	310
	③	41	120			120
	④	41		150		150
	⑤	52	150	100		250
	⑥	45		200		200
	⑦	55				
	⑧	58	200			200
	⑨	48	200			200
	⑩	42	200	100		300
	⑪	58	50			50
	⑫	50	50			50
	⑬	56		150		150
非 農	⑭	41			200	200
	⑮	31			250	250
計	15	721	1430	700	700	2830
平 均		48.1	95.3	46.7	46.7	188.6

第15表 白ろう病患者の家族構成

世帯主夫婦のみ		世帯主夫婦+就学者		世帯主夫婦+後継就労者		世帯主夫婦+就学者 +親夫婦		世帯主夫婦+親夫婦 +親夫婦	
調査番号	世帯主年令	調査番号	世帯主年令	調査番号	世帯主年令	調査番号	世帯主年令	調査番号	世帯主年令
②	56	④	45	①	60	③	41	⑨	53
⑤	57	⑭	51	⑥	51	⑩	48		♂
⑦	60	⑮	39	⑧	63				
⑫	54			⑪	60				
⑬	56								
5戸	平均年令 55.4	3戸	平均年令 45	4戸	平均年令 58.5	2戸	平均年令 44.5	1戸	平均年令 53

注：世帯主はすべて白ろう病患者である。

国等は、物品等の発注を指名競争によって行うことが適當である場合、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

(昭和58年度中小企業者に関する[同]等の契約の方針II-(3)-(7))

本契約方針は指名基準(4)但書による例外的措置を極力抑制し、指名に際しては、できるだけ上位の等級に格付された者が下位の等級に区分される競争に参加しないよう配慮することによって、中小企業の契約機会を確保しようとするものである⁽⁸⁾。

さて以上の指名基準及び契約方針を前提として、業者指名の実態について検討することにする。まず業者の指名数であるが、行政管理庁『公正確保報告書』によれば、指名数を「おおむね10人以上」とする予決令97条の規定にもかかわらず、指名数が9人以下の契約が半数近くを占めているという。すなわち1980年4月から7月にかけて68機関で指名競争契約に付した2,900件の契約を調べてみると、指名業者選定内規等によって指名数を9人以下に定めているものが3機関みられ⁽⁴⁾、また2,900件の契約のうち指名数9人以下の契約は〔資料7〕にみられるように61機関(89.7%)で1,281件(44.2%)にも達し、そのうち460件を抽出調査してみると指名数5人以下の契約が259件(56.3%)にも達しているという⁽⁵⁾。さらに460件の契約の中には、①他に指名可能な業者が多数存在するにもかかわらず、指名数が9人以下となっているもの(医薬品、ほう賞品等の物品調達、印刷物の物品製造、各種工事等)、②銘柄指定の必要性が乏しいにもかかわらず銘柄指定したために指名数が9人以下となっているもの(乗用車)等がみられ⁽⁶⁾、〔資料8〕にみられるように指名数を9人以下に制限した理由に乏しいものは460件中、98件(21.3%)になるという。

以上の点から現実の指名数は予決令97条の指名数を相当下まわっており、このような指名数の制限は中小企業の指名機会を制限するものと思われる。

第16表 白ろう病患者の生活状態

《白ろう病以外の病気》

心ぞう	腰 痛	難 聴	その他の	N.A.	計
5 人	16 人	9 人	4 人	5 人	39 人

《労働の程度及びその種類》

全くしない	運動程度	半日程度	農繁期にする	健康な人と同じ	N.A.	計
3 人	33 人	1 人	1 人	1 人	1 人	39 人
草むしり	野菜作り	田畠の作業	部屋の出役	賃労働する	N.A.	計
23 人	5人	8 人	1 人	1 人	1 人	39 人

《仕事をする時間》

一日平均	1時間程度	1～2時間	2時間	3時間	4時間	5時間以上	N.A.	計
13 人	13 人	6 人	5 人	2 人			13 人	39 人
一ヶ月平均	1週間程度	2週間程度	3週間程度	N.A.	計			
9 人	9 人	3 人	1 人	26 人	39 人			

《通院後の時間の過し方》

海づりにゆく	川づりにゆく	バチンコする	テレビを見る	囲碁・将棋	知人と雑談	何となく過す	始んどねてる	N.A.	計
	3 人		20 人	1 人	11 人	9 人			44 人

(注：39人中複数解答者5人)

注：このアンケート調査は81年7月25日十和村白ろう病対策協議会が白ろう病患者に対して行ったものである。尚、対象者42人、うち回収39人である。

＜事例一＞

S地区に住むA氏（42才）は、昭和52年労災が認定され、月額7万円の労災補償金を給付される。が、中学3年を頭に3人の就学児童をかかえ、労災補償金だけでは家計が成り立たないため、妻（40才）が縫製工場で働くようになり月5万円程の収入で家計を補助。子供の教育費がかさむこともある。A氏は、通院治療の結果症度が2期から1期（時々痛んだり、しびれや感覚の鈍さを感じる初期病状）に回復してきたを機に、昭和54年自から補償を打ち切り大阪へ出稼ぎ。が、出稼ぎ先の会社が内装関係の仕事を業務としていたところから、電動の鉛打ち作業に配置され、そのため振動障害が再発。再度、労災認定を申請するも認められず、現在生活保護を受けるに至っている。

＜事例二＞

T地区に住むB氏（51才）は、チェン・ソーによる伐採造材作業の仕事で昭和38年から50年末までの13年間、滋賀、奈良、京都、福井、長野などに出稼ぎし、51年白ろう病で労災認定される。通院治療にもかかわらず、症度はレイノー現象が出るばかりでなく、ノイローゼなど中枢性の症状も現われる3期。現在、月額20万円の労災補償給付金で生活。昭和52年より村内の縫製工場で働く41才の妻と中学1年の長男と3人暮し。長女（23才）、次女（20才）は、すでに、就職しそれぞれ高知市、大阪市へ他出。

このB氏は神経症的症状を呈しており、絶えずイライラが続き、このイライラを身近な妻や子供に『怒鳴り散らす』ことでしか処理しえず、夫婦間に不和が絶えない状態にある。このため、家族のなかで孤立感を深めており、現在の心境を「仕事をしたくても仕事ができず、漫然と過す日々のやりきれない気持は家族のものでもなかなか理解できないので、暗い思いの明け暮れだ。暮に金と土産をもって帰る自分を『父さん、父さん』と迎えてくれ仕事に張りがあった出稼ぎの頃に戻りたい」と語っている。

これらの事例は、白ろう病患者の社会復帰がいかに難かしいかを物語っているとともに、その難しさの根底にあるものが、山村の“貧しさ”であることをわれわれに教えている。また、振動障害によって健康を破壊され、人間の本質に根ざす「労働」を奪われた白ろう病患者の悩みは、外側からはなかなか理解し難く、彼らはたえず不安定な心理状態にあり、そのため、周囲の人間関係から孤立しやすく、家族関係に亀裂を生みやすい不安定な状況にあることをも教えている。

ところで、白ろう病患者の問題は、こうした家族関係の問題にとどまらず、部落のなかの人間関係においても孤立化しつつある。部落では、白ろう病患者

を“あれら”と特別な意味を含む呼び方をしており，“あれらは楽して金が入りよう”と言い、彼らが時々衝動に駆られ農作業などの仕事をすれば、労働基準局へ電話や投書がゆく状態である。妻が人夫・日雇に出ているK氏（56才）は、前腕のしびれをこらえ部落の出役でくせきに出た際，“あれは普通の人以上に仕事ができるくせに”と言われ、大変ショックだったと言う。このように、部落のなかに、現在、白ろう病患者と他のものとの間に心理的“ミゾ”が生じてきている。

では、こうした“ミゾ”がどうして生ずるのであろうか。K氏は、この理由について、次の二点を指摘する。第一は、出稼ぎする以前は、“むら”ではどこの家でも牛一頭を飼っており、紙漉きと筏流しで同じ生活をしていたが、出稼ぎがはじまり、出稼ぎ家族の現金収入が増え、彼らの生活（消費）が上になります。白ろう病になってからは補償金が入り、しかも他のものより収入が多いことである。第二は、白ろう病以外のものの多くが、人夫・日雇で生活しており、彼らが1ヶ月働いても10万円程にしかならず、余りにも人夫・日雇賃が安すぎることの指摘である。この指摘は、出稼ぎ以前に維持されていた“むら”的生活秩序が、出稼ぎによって乱され、そのなかで生じてきたところの白ろう病患者の“稼がず金を手にする”「不道徳な行為」とそうした意味を含むハクロウを“むら”的外へもち出す「恥」とに対するサンクションとしての“眼”を意味するとともに、その“眼”的根底には、低賃金不安定就労による現代山村労働者の“貧しさ”が存在していることをも意味するものであって、この点を看過してはならない。

以上にみる如く、白ろう病患者は“むら”的“眼”的なかで孤立化しつつあるばかりでなく、その“眼”が患者の家族にも向けられ、そのことが屈折したかたちで家族関係における患者の孤立化をも促がす要因の一つになっており、事態をより深刻化しつつある。

また、そうした彼らの孤立化は、健康を破壊され仕事を奪われた彼らにとって唯一の精神的支えとなっているところの社会的活動にも及びつつある。彼らは、現在、農村労組に結集し十和分会の中核となって、白ろう病患者のモラル

の確立に意を注ぎつつ、公共事業における人夫・日雇の賃金を三省協定並みに引き上げ、村内の白ろう病患者を堀り起す運動を展開しつつある。部落の多くが人夫・日雇という低賃金不安定就労によって生計を維持し、また村内の椎茸生産者にも白ろう病が顕在化してきている状況下において、彼らの運動は、部落内のみならず部落をこえてひろがる客観的妥当性をもっている。にもかかわらず、前述した白ろう病患者の“モラルの乱れ”をコトアゲされ、彼らは“部落のなかで小さくなつてその日をおくらざるをえない”状態にあり、彼らの運動が白ろう病患者への“眼”と重ね合わされ、“むら”的ななかに逆に封じ込められつつある。ここに、現在の山村民主化運動が当面する大きな問題がある。

5. 山村民主化運動の展開と当面する課題

——農村労組の運動を中心には——

現在、白ろう病患者は全国で 11,040 人、高知県で 1,427 人（1984年3月末の高知県農村労働組合調べによる）を数えている。高知県の場合、彼らのほとんどが市町村の山間部居住者で、かつ高度成長期における林業出稼ぎ者である。これまでみてきた十和村小野部落は、県下の中山間地帯における出稼ぎ部落の一典型を示すものである。山村における＜生産と生活＞基盤の脆弱さ＝山村の貧しさが、林業出稼ぎを生み、政府の林業合理化政策の一環として導入されたチェン・ソーによって、彼らは健康を破壊され、人間の本質に根ざす「労働」を奪われ、現在生活破壊、家族解体などの諸問題に直面しており、これが山村に新たな貧困を生み出し、山村社会を深刻な事態に追いつめている。そして、白ろう病患者は、かかる状況下で、その日常生活をみれば、“むら”的な眼”的ななかで小さくなつてひっそりと日々を送らざるをえない状態に追いつめられ、その上、彼らの精神的支えとなっている農村労組の活動も“むら”的ななかに逆封鎖されつつある。

ここでは、十和村の農村労組が直面している問題、すなわち三省協定並みの賃金引き上げ、白ろう病患者の堀り起し、白ろう病患者のモラルの確立などを

運動方針にもつ農村労組の運動が、本来部落をこえて全村的ひろがりをもつ客観的妥当性をもちながら、現実には“むら”のなかに逆封鎖されつつある問題を、十和村の民主化運動の展開過程のなかで改めて検討し、新しい山村社会建設の方途を探ってみることにしたい。

(1) 山村民主化運動の展開と農村労組

十和村における戦後の民主化運動は、1963年（昭和38年）、全国に先がけて結成された農村労組の運動にはじまる。それゆえ、先ずここでは十和の農村労組のあゆみを略述し、山村の民主化運動の展開過程をみておく。

十和の農村労組結成の直接的契機をなしたのは“38豪雪”にあるといわれる。その結成当時の状況を十和村教組編『とうわの斗い』は次の様に記している。

昭和38年の大雪で農民は仕事ができなくなり、遂に、仕事を保障せよと、14～15人が役場へ交渉に出かけた。しかし、初めてのことだったので、行くうちに動搖したり、その時はそのまま引っ返した。そして、これではいかんということになって、本格的な組織作りに奔走し、その年の4月約30人ぐらいで高知県で最初の十和村農村労働組合を結成したのである。……38年4月、農村労組は地区労共斗の中で第一回目の自治体交渉を持った。〈出稼ぎしなくとも地元で働く仕事を保障せよ〉という要求を基にして、生活保護の問題、生活と健康の問題、役場の吏員は月一回出稼ぎ農民の留守宅をまわれ、病気の時はすぐ病院へ入れろ、生活のための一時金を貸し出せ等要求を出して交渉した。

この時点での教組（十和村教組）は……相次ぐ不当弾圧配転人事で、その年の五月をむかえてやっと組織確立がなされ、新執行部に転入者が選ばれるという弱点もあってごたついていた。しかし、農村労組の先進的活動家からの強いつきあげもあって、6月第二回目の自治体交渉からやっと共斗を組むことになった。そして、一時貸付け金8,000円を利子80円の五ヶ月払い、出稼ぎ先への通信費（児童・生徒の文通、手紙、作品等）、イモチ病の農薬半額補助、9号台風で流出した橋の代りの渡舟や船頭の費用の補助等、共斗の中で獲得していった。

（十和村教組編『とうわの斗い』1965年3月、31頁）

十和の農村労組はかくして生れ、村教組も共斗に加わり、結成当初から大き

な成果を獲得したのである。そして、昭和39年度の運動方針を次の如く決定している。

1. 農民、山林労働者の賃金要求

イ. 土木工事の賃金引き上げ。村に対して、農村労組と業者の賃金協定をつくれ。

ロ. 出稼ぎを防ぐため、他地域との賃金格差をなくせ。

2. 仕事の要求。仕事の保障、特に二、三男に対して村は仕事を保障せよ。労働条件の改善。

3. 土地改良のための大巾予算。道路、河川も。

4. 労働基準監督署に。労働者に対する一方的な雇用解雇をやめさせ話し合いで解決せよ。

5. 土地を持つ百姓の要求。しいたけ、養蚕などの農林産物の生産費を下げ労賃をあげよう、価格の安定とその保障を村議会は、国に対して請願せよ。国公有林の払下げ。

6. 植茸生産とともに農協に対し団体交渉、アルコール工場と団交（さつまいも等）。

7. 農業改善事業反対。西土佐農民組合との共斗。

8. 営農資金の貸し付け。

9. 社会保障。国民年金、農民の老後保障。

10. 留守家族の生活と健康。農労は相談にのろう。

11. 生活一時金貸し付け制の拡大、無利子で。

12. トラクター税廃止。

13. 物価値上げ反対。

14. 独立、平和、民主、中立のための斗い。

しかし、こうした斗う農村労組の運動方針が打ち出されたにもかかわらず、組合員の大多数が出稼ぎ労働者として4月から12月まで留守になるので、地元に残る活動家が少なく、そのため執行部会が開けなかったり、活動が停滞するような問題がでてきた。こうした組織上の弱さを支えたのが村教組であった。

彼らは、農村労組との共斗のなかで多くを学び、それを次の6点に総括している。

1. 農村労組との共斗の中で出稼農民のおかれている状態が明らかになった。

2. 児童・生徒の手紙や作品を送るために各分会毎に出稼ぎ者名の調査をしたが、意外に多い出稼ぎ数を知った。

3. 出稼ぎ農民との文通でその農民から大きな支持をえた。文通の中に農労ニュースや学校通信などを入れたが、そのことが農労と教組との理解にも役立った。
4. それまでは、出稼ぎに出ていたりする友達の父親がどんな仕事をしているのか、その友達の家の生活がどんなに苦しいのか、他の児童・生徒はあまり関心がなかったが、出稼ぎ者の子供を中心にグループに分け、手紙や作品を送り、出稼ぎ先から丁寧な返信がたり（ある学校にはリンゴが送られてきた）、あるいは学校の文化祭で出稼ぎ者の家庭のことを劇化したりするなかで、児童・生徒の仲間意識や生活態度がだんだんよくなってきた。
5. 教師も出稼ぎ家庭の生活を具体的に知っていくなかで、教育の場で、どうこたえていくのか、教育をどうとらえていかなければならないか、考えはじめた。
6. このことは、教師が地域へ出て、生活要求、教育要求を具体的にすい上げ、その要求に応える教育実践の方向を打ち出さねばならなくなってきた。

（十和村教組、前掲書32頁）

こうした“斗い学ぶ”村教組は、上記の総括をふまえ、39年4月、出稼ぎ者が最も多く、組合員が多数を占め、農村労組の拠点となっている小野部落に農村労組留守婦人部として「おしゃべり会」を発足させ、出稼ぎ家族の主婦らがかかえる生活問題、子供の教育問題、主婦自身の悩みなどをお互いに話し合い、主婦の横の連帯を強めつつ、彼女らを農村労組の留守部隊として組織し、活動の担い手に育てていった。おしゃべり会は毎月5日と20日の2回開かれ、この会を通して彼女らは「斗う婦人」として大きく成長していった。彼女らは村議会へ五項目にわたる請願書を提出し、村議会の傍聴にも出かけていった。こうしたおしゃべり会の成果について『とうわの斗い』は次の様に記している。

婦人達自身が、自からの要求で署名活動をしたのは初めての経験だった。署名をしてくれなくても、請願主旨と請願内容をいちいち読んでねばり強く署名を集めた。思わぬ激励をうけたりする中で、ついに部落の95%以上の署名を獲得し、部落の区長をも動かした。請願五項目のうち一項目（公会堂へ机と腰掛けを置き子供の學習の場とすること）しか可決されなかったが、組織を作り、団結し、要求をつきあげていくなかで生活や子供の教育が少しでも守られるということを知った。そして、正しいことは、やっぱり支持されていくのだという自信を持つことができた。そのなかで斗う婦人が育った。

この年おしゃべり会を中心村の母親大会が開かれ、以後毎年十和村ではこの大会が開催されている。

以上にみる如く、十和の農村労組は“38豪雪”を契機に、出稼ぎ者が最も多い小野部落を拠点として、結成されたのである。が、その結成は単に“38豪雪”によるものとのみ解してはなるまい。結成の背景には、明治3年の十川百姓一揆⁽⁴⁾や土佐の自由民権運動が山間部にひろがるなかで生れた民衆の民主的自治組織「民会」⁽⁵⁾の成立とその運営を通して培ってきた「自治」意識、あるいは大正15年小野部落の筏流しが営林署相手に行った賃上げ斗争など、この地におけるこうした民主的革新的な歴史の流れが存在していることを看過してはならない。

ところで、1963年（昭和38年）に結成された十和の農村労組は、1967年（昭和42年）にはじまり、1973年（同48年）に完成する国鉄予土線の建設工事で二つの土建闘争に取り組み大きな成果をおさめている。第一は、1970年（昭和45年）、国鉄予土線工事を請負っていた大手M建設との土建闘争である。これは9時間1,400円という不当な賃金を8時間1,450円にするという賃金闘争であり、現場で働いていた労働者のほとんど全員（120名）を組織し、ストライキによって要求を完全に実現したものである。第二は、1972年（昭和47年）、大手M建設の下請をしている村内地元業者との土建闘争である。これは、地元業者の下でより不利な条件で働く労働者を結集するため、初めてトク名加入方式がとられたもので、地区毎に半非公然の集会を開き、100名余で組合を結成。親方とは対決せず建設協会との交渉で解決することを基本戦術としたものである。そして、「設計単価（三省協定）より不当に低い賃金を支払う業者は入札指名からはずす」という確認をとり、これを武器に賃上げに成功している。これが三省協定闘争の出発点をなしたものである。こうした二つの「十和闘争は土建闘争における高知県農村労組の理論を、闘争・組織の両面にわたって、飛躍的にひきあげ、今日の闘いの成功を保証する土台となった」のである。⁽⁶⁾

1973年（昭和48年）、国鉄予土線の完成で鉄道工事が終了。これに伴い、土建闘争時に組織された組合も消滅し、農村労組の組合員も減少してゆき組織自

体が大きく後退していった。1974年（同49年）に入るや、農村労組の組合員がこれまでの土建労働者から林業労働者へかわり、組織再建が林業労働者を中心にはかられた。この農村労組の組織再建は、十和村における白ろう病顕在期と軌を一にするものであり、1975年（同50年）以降農村労組の組織運営は白ろう病患者が中心となり、白ろう病患者の裁判闘争、労災認定闘争を中心に運動が展開され大きな成果をあげつつ現在に至っている。

以上、結成から現在にいたるまでの十和における農村労組のあゆみを略述したが、それは十和村における山村民主化運動の展開そのものであったといえよう。そして、農村労組のあゆみにそって展開された十和の山村民主化運動は大きく二つの時期に区分される内容を有していた。この点を最後に要約して示しておく。

第一期は、1963年（昭和38年）の農村労組結成から1973年（同48年）までの10年間で、わが国の高度経済成長が本格的に展開され、村内の出稼ぎ最盛期にあたる時期である。農村労組の組織は土建労働者が中心で、そのため運動は土建闘争に集中し、三省協定闘争方式を生み出し土建闘争における先駆的役割を果した。そして、大手M土建闘争を期に革新政党、とりわけ共産党が大きく前進し、1972年（同47年）時の衆議院選挙においてはその得票率を20%に伸ばしている。その意味においても、この時期は十和の山村民主化運動の高揚期といえよう。

第二期は、1974年（昭和49年）から1984年（同59年）までの10年間で、この時期はわが国の経済成長が大きく減速し低成長時代に入り、村内では林業出稼ぎ者及び椎茸生産者に白ろう病が顕在化してきた時期である。農村労組は土建労働者から林業労働者とりわけ白ろう病患者を中心に再組織され、運動は国鉄予土線工事終了とともに土建闘争が大きく後退するなかで、白ろう病患者の労災認定闘争へと重点移動している。そして、革新政党、とりわけ共産党は1972～3年（昭和47～48年）をピークに以後衆議院選挙の得票率が大きく下がり、1979年（同54年）時には15%にまで落ち込んでいる⁽⁷⁾。こうした点をふまえれば、この時期は十和の民主化運動の停滞期と位置づけることができよう。尚、

出稼ぎ林業労働者と白ろう病問題

第17表 十和村の衆議院選挙政党別得票数の推移

	自民党	民社党	公明党	社会党	共産党	無所属	計
1963年	1980(63.0)	84(2.7)		821(26.1)	256(8.2)		3141(100.0)
67	1686(52.7)		353(11.0)	833(26.1)	325(10.2)		3197(100.0)
69	1763(55.0)		388(12.1)	541(16.9)	466(14.5)	45(1.4)	3203(100.0)
72	1759(54.6)		348(10.8)	455(14.1)	657(20.4)	1(0.0)	3220(100.0)
76	1503(47.9)	124(3.9)	429(13.7)	517(16.5)	571(18.2)		3141(100.0)
79	1666(53.3)	58(1.9)	381(12.2)	546(17.5)	474(15.2)		3125(100.0)
80	1562(55.1)	78(2.8)	260(9.4)	406(14.7)	461(16.7)		2767(100.0)
83	1719(57.3)		365(12.2)	399(13.3)	478(15.9)		3001(100.0)

注：十和村選管調べによる。

十和村の衆議院選挙における政党別得票率については第17表を参照されたい。

この十和の山村民主化運動にみる高揚期から停迷期への逆流現象とその後の停迷状況は、当然全国的政治動向にみる「保守回帰」の動きと軌を一にするものであり、ここでは前段で指摘しておいたところの農村労組の“むら”への封じ込めの問題としてそれが立ち現われてきているものと考えられるであろう。それゆえ、この問題への対応は農村労組の運動が当面する重要な課題であり、これは十和の山村民主化のすぐれて現実的課題であるといえよう。

(2) 山村民主化の当面する課題によせて

では、前述した十和における山村民主化運動にみる逆流現象が農村労組の“むら”への封じ込めからくるものであるならば、これはこの山村社会のいかなる社会諸関係の下でもたらされてきているものであろうか。山村民主化の当面する課題にどう対応していくのかを考えるとき、こうした点が改めて問われなければならない。そこで、こうした問題を村が積極的に導入してきた補助事業、公共事業とのかかわりで考えてみたい。

農林業振興を村政の柱としてきた十和村は、1970年代を中心に、山村振興農林漁業対策事業、山林振興特別対策事業、中山間有利作目生産団地育成事業、山村林業構造改善事業、林産集落振興対策事業、地域改善対策事業など、国・県の補助事業を積極的に導入してきた。そして、林道、農道をはじめ椎茸、茶、養蚕などの基幹産業を振興するための公的生産基盤投資を行ってきた⁽⁸⁾。しかし、補助事業の積極的導入による公的生産基盤投資は全村一様に行なわれたものではない。それは、農林複合経営を有利に展開しうる条件にあった十川地区を中心に行なわれたもので、生産基盤がより脆弱な第二種兼業農家の比率が高い昭和地区はその投資から取り残される結果となった。十川地区は、十川農協の指導性や古城椎茸研究会の地域的生産主体の形成とあいまって公的生産基盤投資が行なわれ、椎茸、茶を中心とした商品生産を発展させ椎茸生産全国一の主産地を形成してきた⁽⁹⁾。その代表的な部落が古城であり、地吉、井崎などである。そして、これらの部落は、高度成長期を農林複合経営による専業志向に

よって対応してきた。他方、昭和地区は、既述した如く、高度成長期を出稼ぎあるいは営林署の伐採、造材作業や国鉄予土線建設工事、補助事業等の公共事業の人夫仕事など、低賃金不安定就労たる賃労働によって生計を維持してきた。その代表的な部落が小野であることは既に述べてきたところである。

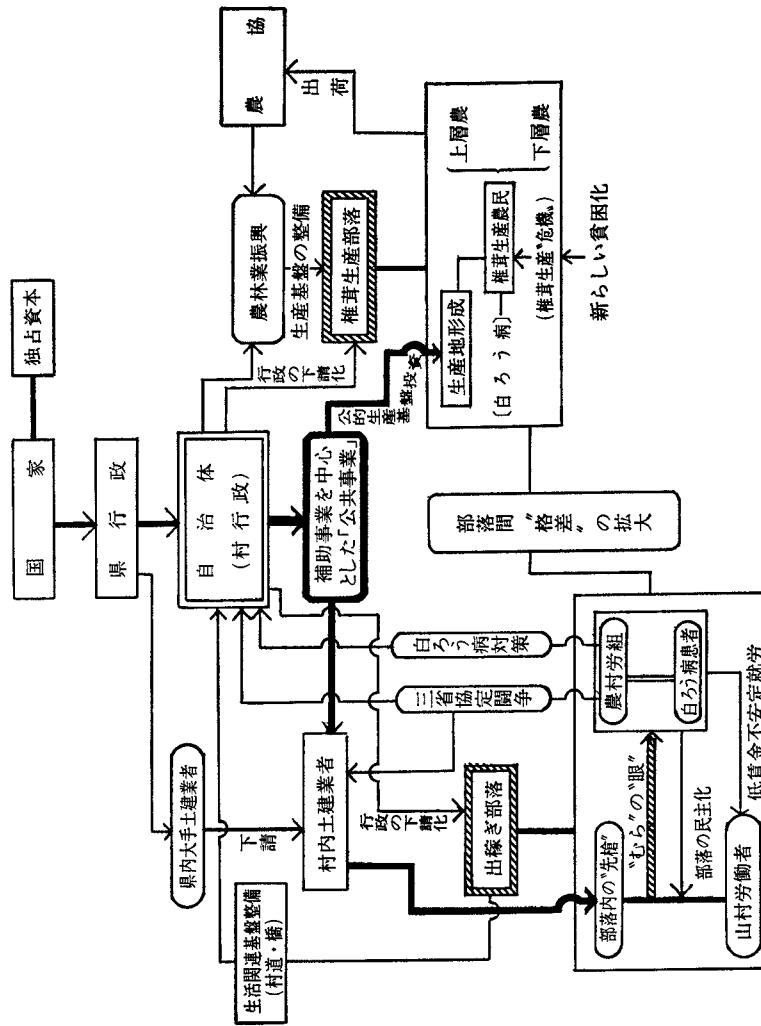
このように、国・県の補助事業の積極的導入による公的生産基盤投資は、一方では椎茸生産にみるような主産地形成を促すとともに、他方では、地区間の“格差”を拡大するとともに、両地区における部落間の“格差”をより一層拡大する結果を生んでいる。この部落間“格差”的拡大は、地域住民に「専業部落」と「日稼ぎ部落」という“格差”意識をもたらし、それが各部落の旧来からの歴史的特質とあいまって部落間の“階層的秩序”意識を醸成せしめている。

ところで、現在、村内には大小7つの地元土建業者が存在している。大きい土建業者は常時70人以上の人夫をかかえ、県内の大手土建業者の下請関連としてつながりをもち、国・県の補助事業による林道、農道などの工事をはじめ災害復旧工事など、公共事業を請負っている。これら地元土建業者は、現場監督と人夫手配を兼ねた“先槍”を各「日稼ぎ部落」に1名づつ配置している。この“先槍”は、部落内の人夫の手配を行なっているので、部落内では“仕事の世話人”としての「地位」にあり、「仕事を世話する親方」と「仕事をもらう小方」という関係を通して、彼は人夫・日雇で生活している部落内の土建労働者と<むらと現場>の双方で「緊密」な結びつきをもっている。そして、現場監督と人夫手配を兼ねたこの“先槍”は、地元土建業者と部落の土建労働者との階級的対抗関係の“クッション”となっているばかりでなく、三省協定並みの賃金引き上げを運動方針のひとつにかけている農村労組の運動を部落のなかへ封じ込め、階級的対抗関係を隠蔽するエージェントとしての役割を果している。すなわち、この“先槍”は、彼の下にあり、彼と「緊密」な結びつきをもっている部落内の土建労働者が白ろう病患者に対してもっている“むら”的“眼”を利用し、これを部落内に醸成せしめ、そのことを通して部落内の土建労働者から白ろう病患者を孤立化させ、農村労組の運動を部落内に封じ込めている。ここにみる、国・県の補助事業・公共事業→村内土建業者→部落内

の“先槍”→“むら”的社会関係の利用→白ろう病患者の孤立化→農村労組員の“むら”への封じ込めという山村支配、土建業者による部落支配は、旧来の部落の重立層を媒介にした歴史的系譜をひく山村支配とは全く質を異にするものであり、これは現代の山村支配の再編を意味しよう（第1図参照）。そして、この山村支配の再編が前述した第二期にみる十和の民主化運動の逆流現象、停迷状況を生み出しているものといえるであろう。

また、小野にみる如く出稼ぎ部落がかかえる白ろう病問題は、椎茸生産部落においても深刻な問題となっており、椎茸生産農家では「椎茸原木の伐採、穴あけ作業に長年チェン・ソーや電気ドリルを使用してきた椎茸生産農家の世帯主や主婦に振動病の症状を訴えるものが出てきている。古城の椎茸生産者の振動病検診結果……が示すように振動病の重い症状をもつC判定が40代の働き盛りの年令層にでている。彼らは振動障害ゆえチェン・ソーの使用を避け通院しなければならないにもかかわらず、生活のため椎茸生産をやめることができず、悪循環に悩んでいる。」⁽⁹⁾という状態にある。このように、林業労働者と椎茸生産農民とが白ろう病という現代山村の重要な問題を共有しているにもかかわらず、前述した部落間の“階層的秩序”が一種のカベとなり、両部落間を“分断”する機能を果しているので、林業労働者と椎茸生産農民とが、部落の「枠」をこえた地域的連帯を形成することが困難な状態となっている。

このように、現在十和の民主化運動は厳しい状態に立たされている。この状態を乗り越え、新しい山村社会を建設していくためには、先ずもって、これまでの運動が停滞的状況におちいった原因を明らかにしておかなければならぬ。その原因はおよそ次の二点に要約できるであろう。その第一は、山村において、補助金農政が意図するところのものが、一方では部落間“格差”を拡大しつつ、部落間に“階層的秩序”を生み、それが部落間の“分断”を釀成し、他方では土建業者による“先槍”をエージェントに部落支配を貫徹していくという山村支配の再編にあることを運動の側が明確に看破しえなかっただけである。第二は、農村労組を中心とした民主化の第二期における運動があくまで山村の労働者の運動であり、従って椎茸、茶、養蚕などを生産する勤労農民と連



第1図 十和村にみる現代山村の支配構造

帶していく視点が希薄であることである。すなわち、十和の民主化運動が、山村支配の再編という新たな局面に対し、新らしい対応、すなわち山村労働者と勤労農民との地域的連帯の形成という観点を欠いたまま、対応してきたことが停滞的状況を生む結果となったのである。

それゆえ、いまここに要請さるべきは、80年代後半に向けて山村の新しい貧困化に対し、白ろう病問題を共有しているところの山村労働者と勤労農民とがこの白ろう病問題を軸に新らしい地域的連帯を形成していくことであろう。そのためには、山村住民の＜生産と生活＞を総体として理解し把握しうる立場にある自治体労働者、教育労働者をはじめとする地域関係労働者が山村労働者と勤労農民との媒介項となり結節点となる必要があり、そのことによってはじめて地域的連帯の形成が実現しうるのではなかろうか。また、こうした見地に立って、農村労組結成の原点に立ちかえり、地域的統一戦線を再構築していくことがいまや急務であり、そのことによって山村「自治」を確立していくことが新らしい山村社会を建設していく途ではないであろうか。

(1984年3月脱稿)

<付 記>

本稿は、1981年11月、横浜市立大学で行なわれた第11回地域・自治体問題全国研究大会において「林業労働者にみる白ろう病患者の生活実態と農村労組」の題目で報告した原稿に加筆したものである。

十和村小野部落の調査は高知大学地域問題研究会の関田英里学長、保坂哲郎教授（人文学部）、鈴木敏子助教授（教育学部）、田村安興講師（人文学部）及び高知自治体問題研究所副理事長松田佳夫氏の協力により行なわれたものである。また、現地調査に際しては、十和村役場、小野部落区長中平清茂氏、高知県農村労組十和分会の芝董明氏をはじめ多くの方々に御協力をいただいた。記して謝意を表する次第である。

注

- (1) 技術革新に伴う農民の健康障害については、さしあたり、若月俊一『農家の健康』新日本出版、1980年、沼尻幸吉『明日の農作業者の健康管理のために』農山漁家生活改善研究会、1972年、井上和衛「農村の危機的状況と農民生活」（島崎稔編『現代日本の都市と農村』大月書店、1978年第4章所収）を参照。

- (2) 十和村農林業が経営の零細性を克服し、椎茸、茶を基幹作物とした農林複合経営として発展してきた点については、十川農協組合長岡峯藤太の『複合経営に生きる』（清文社1983年）に詳しい。参照されたい。
- (3) これは昭和40年9月21日、小野部落の区長並びに部落住民一同が、十和村長及び村議会議長にあてた「陳情書」である。
- (4) この十川百姓一揆は、明治維新の改革による社会情勢の変動と諸物価の高騰によってこの地の山間の農民の生活がおびやかされ不安におち入るなかで、明治3年（1870年）十川の井崎村百姓菊太郎（26才）と川口村間人弁吉（25才）の2人が一揆を企て、同年4月21日打首獄門の極刑に処せられたものである。平尾道雄『土佐の百姓一揆史話』に詳しい。参照されたい。
- (5) この「民会」の規則がもつ民主的内容については、拙稿「山村における椎茸生産の展開と農民層の動向」『高知論叢』第19号所収47～8頁を参照されたい。
- (6) 高知県農村労働組合『高知県における土建闘争』1980年3月、93～4頁参照。
- (7) この点は、衆議院選挙だけでなく、村委会員選挙においても同様である。いま、十和村村議選における共産党の得票率の推移を示せば、1965年7.7%、69年9.7%、73年10.6%、77年7.6%、81年5.6%となっている。このように73年をピークに以後得票率は大きく減少しており、65年1名立候補、1名当選から69年、73年には2名立候補、2名当選となり、77年、81年では再び1名立候補、1名当選になり議員数を1名減らしている。
- (8) こうした点について重森暁は、十和村の財政分析を行うなかで、十和村財政の特徴が他町村に比し普通建設事業の比重が高くしかも単独事業よりも補助事業の比率が類似団体に比しかなり高くなっているところにあることを指摘し「この建設事業費（投資的経費）の内訳をみると、1973～83年までの総計72億6,277万円のうち、民生、衛生、教育などの生活関連が19.1%，農林水産業を中心とする産業関連が44.2%，道路、住宅、河川などの社会基盤が38.4%となっている。農林水産業費の内訳は、農業費4.8%，畜産費2.3%，農地費13.1%，林業費23.6%，水産費0.1%などで林業費に圧倒的に集中している。林業費の主な内容は林道といいたけ関連の諸事業である。農地費は主に農道、農業費には養蚕と茶園に関連したものが多い。こうして、十和村において建設事業は、農道、林道、村道などの基礎的交通手段を確保することと、その上でいいたけ、養蚕、お茶など十和村における基幹産業振興のための投資にもっぱらむけられてきた。」と述べ、このため国・県の補助事業が積極的に活用されてきたことを明らかにしている。そして、こうした補助事業を通して行なわれる林業関連の投資は「国家的林業資本投資」であるとしている（重森暁「山村財政の変貌過程」、『大阪経大論集』第156号所収31～2頁参照）。
- (9) 拙稿前掲書34～8頁参照。
- (10) 拙稿前掲書80～1頁。